別紙様式第２号

共同研究契約書（案）

　国立大学法人東京農工大学（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第１条　本契約書における用語の定義は、次のとおりとする。

　一　「実績報告書」とは、第５条第１項で定める完了等報告書及び年度報告書をいう。

　二　「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物（プログラム及びデータベースに係るものに限る。）、ノウハウ等の技術的成果をいう。

　三　「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

　　イ　特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

　　ロ　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

　　ハ　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

ニ　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

２　本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

３　本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第２条第３項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第21条乃至第28条の権利を行使する行為（著作権法第18条乃至第20条の権利を有するときは、当該権利を行使することを含む。）並びにノウハウの使用をいう。

４　本契約書において「独占的実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

　一　第１項第三号イ及びロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利

　二　プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利

　三　第１項第三号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利

５　本契約書において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第１に掲げる者及び本契約第４条第４項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の別表第１及び本契約第４条第４項記載以外の者であって本共同研究に協力する者をいう。

（共同研究の題目等）

第２条　甲及び乙は、次の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

（１）研究題目

○○○○○に関する研究

（２）研究目的及び内容

○○○○である○○○○○の変化

（３）研究実施場所

　　○○○○○

（研究期間）

第３条　本共同研究の研究期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

（共同研究に従事する者）

第４条　甲及び乙は、それぞれ別表第１に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

２　前項に規定する甲及び乙の研究担当者のうち、各１名を研究代表者として指名する。

３　甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を外部機関等共同研究員として受け入れることができる。

４　甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときは、あらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

（研究成果の報告書）

第５条　甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について、研究完了又は中止した日の翌日から起算して、２ヶ月以内に報告書（以下「完了等報告書」という。）を取りまとめるものとする。なお、研究期間が複数年度にわたる場合は、当該年度の研究成果について、必要に応じて、翌年度の５月末日までに報告書（以下「年度報告書」という。）を取りまとめることができるものとする。

２　完了等報告書に記載された研究成果について、秘密として取り扱う情報及びノウハウの指定並びに出願等の要否について、甲乙協議の上決めるものとし、その期限は研究完了又は中止した日の翌日から起算して５ヶ月を経過する日までとする。但し、甲乙協議の上、その期限を延長し、又は短縮することができる。

３　年度報告書に記載された研究成果の取り扱いは前項に準ずることとし、その期限は、当該年度の翌年度の８月末日までとする。

（ノウハウの指定）

第６条　甲及び乙は、前条の規定に基づき、実績報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、指定するものとする。

２　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

３　前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して３年間とする。但し、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（経費の支払）

第７条　乙は、別表第２に掲げる経費を負担するものとし、甲の発する請求書により、請求書の発行日から30日以内に支払わなければならない。

２　乙は、所定の支払期限までに前項の乙が負担するとされた経費を支払わないときは、支払期日の翌日から支払日の日までの日数に応じ、その未払額に年５％の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

３　甲が外部機関等共同研究員を本学内に受け入れるのは第１項の研究料の支払い後とし、研究経費を使用して本共同研究を遂行するのは、第１項の研究経費の支払い後とする。

（経理）

第８条　前条の経費の経理は甲が行う。但し、乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

（経費により取得した設備等の帰属）

第９条　別表第２に掲げる経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（施設・設備の提供等）

第10条　甲及び乙は、別表第３に掲げる自己の施設を本共同研究の用に供するものとする。

２　甲又は乙は、本共同研究の用に供するため、別表第３に掲げる自己の所有に係る設備を相手方（以下「受入者」という。）の要望により貸出するものとし、受入者は、原則として当該設備を無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、受入者は、受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管に当たらなければならない。

３　前項に規定する設備の搬入、据付け及び運用に要する経費は、受入者が甲の場合は乙の負担とし、受入者が乙の場合は甲乙協議の上で定める。

（研究の中止又は期間の延長）

第11条　天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。

（研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い）

第12条　本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第７条第１項の規定により支払われた経費（研究料を除く。）の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合は、これに応じなければならない。

２　甲は、研究期間の延長により経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する経費を負担するかどうかを決定するものとする。

３　受入者は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、第10条第２項の規定により相手方から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態で相手方に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費の負担は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（知的財産権の出願等）

第13条　甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互にその旨を通知しなければならない。

２　本共同研究の実施により得られる研究成果に関する知的財産権の甲又は乙に属する研究担当者の持分は、甲又は乙が取得又は承継するものとし、甲及び乙は、そのような内部的措置を施すものとする。但し、格別の事情のあるときは、相手方へ事前に通知した上で、当該持分を自己に属する研究担当者に帰属させることができる。

３　甲又は乙はそれぞれ、甲又は乙に属する研究担当者が、本共同研究の過程において単独で発明等を行ったときは、当該発明等は当該研究者の属する甲又は乙に単独で帰属するものとし、当該発明等（著作権及びノウハウを除く。）に関して出願等を行う場合は、当該発明等が当該研究担当者の単独発明であることにつき、出願等の前にあらかじめ乙又は甲の確認を得るものとする。この場合、出願手続き及び権利維持に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。

４　甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果共同して発明等を行い、当該研究担当者の有する当該発明等に係る知的財産権の持分を第２項の規定によりそれぞれ承継した場合において、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約に従って共同して出願等を行うものとする。但し、甲又は乙が当該知的財産権を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等するものとする。

５　第１項の通知しなければならない期間は、第５条に規定する完了等報告書を作成するまでとする。

（外国出願）

第14条　前条の規定は、外国における各知的財産権の相当する権利についても適用するものとする。

２　甲及び乙は、外国出願を行うにあたっては、双方協議の上行うものとする。

（独占的実施）

第15条　乙又は乙の指定する者が、本共同研究の結果生じた発明等に係る知的財産権であって甲に単独帰属するもの（著作権及びノウハウ並びに本条第２項に規定するものを除く。以下「甲に単独帰属する知的財産権」という。）を独占的に実施したい旨の通知を行った場合には、当該通知を拒む正当な理由がない限り、甲は当該知的財産権を出願等したときから10年間独占的実施権等を設定することとし、具体的な条件は実施契約で定める。

２　乙又は乙の指定する者が、本共同研究の結果生じた発明等であって甲及び乙の共有に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「共有に係る知的財産権」という。）を独占的に実施したい旨の通知を行った場合には、甲は当該知的財産権を出願等したときから10年間独占的実施権等を設定することとし、具体的な条件は実施契約で定める。

３　甲は、乙又は乙の指定する者から前２項に規定する独占的実施権等を設定する期間（以下「独占的実施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、独占的実施期間の更新を許諾する。この場合、更新する期間については、甲乙協議の上、定めるものとする。

４　著作権及びノウハウにかかる独占的実施権等の設定については、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

５　本条に定める場合においても、甲は本共同研究において生じた発明に係る特許権等について、教育又は研究の目的で、無償かつ非独占的に実施することができるものとし、甲の研究担当者が教育又は研究を主たる目的とする大学若しくは政府系研究機関等で実施する場合についても、同様とする。

（第三者に対する実施の許諾）

第16条　甲は、前条第１項及び第３項に規定する独占的実施期間中、その第２年次以降の任意の時点で、甲に単独帰属する知的財産権の実施状況について、乙又は乙の指定する者に報告を求めることができる。その結果、甲は、乙又は乙の指定する者が当該知的財産権を正当な理由なく実施していないと判断したときは、乙及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

２　甲は、前条第２項及び第３項に規定する独占的実施期間中、その第２年次以降の任意の時点で、共有に係る知的財産権の実施状況について、乙又は乙の指定する者に報告を求めることができる。その結果、甲は、乙又は乙の指定する者が当該知的財産権を正当な理由なく実施していないと判断したときは、乙又は乙の指定する者の同意を事前に得た上で、第三者に対し当該知的財産権の実施を許諾することができる。但し、乙又は乙の指定する者は、正当な理由なく同意を拒んではならないものとする。

３　前２項の規定において、乙又は乙の指定する者が当該知的財産権を使用する事業を継続している場合、又は事業化を目的として追加の研究、準備等を継続している場合は、正当な理由が存するものとして扱うこととする。

（持分の譲渡）

第17条　甲及び乙は、本共同研究の結果生じた発明等であって甲と乙の共有に係る知的財産権の各持分を、甲及び乙が協議の上指定した者に限り譲渡できるものとし、別に定める譲渡契約により、これを行うものとする。

（対価）

第18条　甲に単独帰属する知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める対価を甲に支払わなければならない。

２　甲及び乙の共有に係る知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、甲が公共の利益に資する国立大学法人であることに鑑み、甲は乙から適切な対価の支払いを受けるものとする。但し、甲及び乙はその対価の算定にあたって、当該知的財産権の技術分野、事業状況、実施に対する乙の貢献度及び甲と甲の研究者の発明に対する貢献度等を考慮するものとし、具体的な対価の条件については甲乙別途協議して定めるものとする。また、甲及び乙の共有に係る知的財産権を乙の指定する者が実施しようとする場合であって、乙が乙の指定する者から対価の支払いを受ける場合は、当該対価を甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

３　甲及び乙の共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の対価は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

（特許料等）

第19条　乙は、甲乙の共有に係る知的財産権の出願等費用、特許料等（以下「出願等費用」という。）の全額を負担するものとする。

２　第15条の規定に基づき、甲が乙又は乙の指定する者に対して甲に単独帰属する知的財産権及び共有に係る知的財産権の独占的実施権等を設定した場合、当該知的財産に係る出願等費用は、乙又は乙の指定する者が負担するものとする。

３　乙は、甲に対価を支払う場合でありかつ乙が出願等費用を負担した場合には、乙は甲と協議の上、前２項に基づき乙が負担した当該知的財産権の出願等費用のうち、甲の持分割合分の出願等費用を当該対価から減額することができる。

（情報交換）

第20条　甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。但し、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

２　提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後、相手方の指示に従って返還又は破棄するものとする。

（秘密の保持）

第21条　甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、秘密である旨を明示の上、開示若しくは提供を受け又は相手方より知り得た技術上及び営業上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、別表第１の研究担当者及び本共同研究の実施に必要な最低限の者以外に開示・漏洩してはならない。但し、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

一　開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

　二　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

　三　開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

　四　正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる内容

　五　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

　六　書面により事前に相手方の同意を得たもの

２　甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。但し、前項各号に該当するもの、又は書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

３　甲及び乙は、秘密情報について法令により開示が義務付けられているとき、又は主務官庁若しくは裁判所その他の公的機関より法令に基づき開示の請求を受けたときは、第１項の規定にかかわらず、本秘密情報の開示を必要かつ相当な範囲で行うことができる。但し、相手方に対して秘密保護の措置を行う合理的な機会を与えるよう努めるものとする。

４　前３項の有効期間は、第３条に規定する本共同研究の研究期間及び研究完了又は研究中止の翌日から起算して３年間とする。但し、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究成果の取扱い）

第22条　本共同研究によって得られた研究成果の公表を希望する場合、公表を希望する当事者（以下「公表希望当事者」という。）は、本共同研究完了又は中止（年度報告書を取りまとめる場合は当該年度末）の翌日から起算し６ヶ月を経過した日以降、当該研究成果（年度報告書を取りまとめる場合は、当該年度に得られた研究成果）について、第６条で規定するノウハウの秘匿の義務及び第21条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表又は公表すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。

２　前項に定められた期間を経過していない場合であっても、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、公表希望当事者が研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知し、第３項の確認を経ることを条件として研究成果の公表等を行うことができるものとする。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

３　通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは、当該通知受理後14日以内に開示、発表又は公表される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。但し、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

４　甲及び乙は、研究成果の公表等において、第６条第３項に規定された期間中にノウハウを開示する内容を含む公表を希望する場合、又は第21条第４項に規定された期間中に秘密情報を含む公表を希望する場合は、その内容について、事前に相手方の書面による承諾を得なければならない。

（研究協力者の参加及び協力）

第23条　甲乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

２　研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約に基づき当該当事者が負う義務と同様の義務を遵守させなければならず、当該研究協力者となる者による、その義務の履行につき責任を持つものとする。

３　研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第13条の規定を準用するものとする。

（契約の解除）

第24条　甲は、乙が第７条第１項に規定する乙が負担する経費を所定の支払期限までに支払わないときは、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは、本契約を解除することができるものとする。

一　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

　二　相手方が本契約に違反したとき

（損害賠償）

第25条　甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲又は乙若しくは研究担当者及び研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、相手方が直接的に被った損害の範囲内で相手方に対して賠償責任を負うものとする。

（契約の有効期間）

第26条　本契約の有効期間は、第３条に定める期間とする。

２　本契約の失効後も、第５条、第６条、第12条から第23条、第25条及び第28条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第27条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（裁判管轄）

第28条　本契約に関する訴えは、甲を所在地とする東京地方裁判所の管轄に専属するものとする。

　本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管するものとする。

　令和　　年　　月　　日

（甲）東京都府中市晴見町三丁目８番地の１

国立大学法人東京農工大学

契約担当役　学長　　大 野　 弘 幸

（乙）

別表第１（第１条、第４条、第21条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 氏　　　名 | 所属部局・職名 | 本研究における役割 |
| 甲 |  |  |  |
| 乙 |  |  |  |

（注）甲乙それぞれの研究代表者には氏名に※印を付すこと。また、外部機関等共同研究員には氏名に◎を付すこと。

別表第２（第７条、第８条、第９条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 研究経費 | 研究料 |
| 甲 |  |  |
| 乙 | 円  （うち消費税額及び地方消費税額  円） | （440,400円×　人）　　　　　　　円  （うち消費税額及び地方消費税額  円） |
| 合計 | 円 | 円 |

（注）共同試験研究促進税制による税額控除の申告を予定している場合は、研究経費の内訳を明記する必要がある。

別表第３（第10条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 施設の名称 | 貸出する設備 | | |
| 名　称 | 規　格 | 数量 |
| 甲 |  |  |  |  |
| 乙 |  |  |  |  |

（注）区分はその施設・設備の所有者を示す。「施設の名称」は、本共同研究の用に供するものを記載。「貸出する設備」は相手方に貸出するものを記載。